☎税金・記帳・滞納・融資・国保・労働保険　商売で困ったら民商にご相談下さい。

きもつき民商 ニュースレター

2018 年 5 月 17 日号

■ 税務署から「収支内訳書」提出を求める文書が届いていませんか？

5 月になってから税務署より白色申告者へ収支内訳書の提出を求める文書が届いているようです。収支内訳書は提出しなくても罰則や不利益なことはありません。

ご不明な点は、事務局までお問い合わせ下さい。

8 9 3 - □□□□
鹿児島県

様

平成30年5月8日

鹿屋税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押印は省略しています。

平成２９年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の見直し・確認について

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

過日ご提出していただいた平成２９年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書について、下記の事項に関して、計算誤り又は計算漏れ等があるのではないかと考えられますので、お手元の申告書の控えなどにより、５月１８日（金）までに見直し・確認をお願いします。

見直し・確認をされた結果、納める税額が減少（還付税額が増加）する場合には、更正の請求書の提出の手続が必要となります。

なお、下記の「見直しをお願いしたい事項」を踏まえて、税額等を再計算した書類を同封しておりますので、見直していただいた内容と相違ない場合には、同封の書類に必要事項を記載していただくことにより、更正の請求の手続が行えます。

おって、納める税額（還付税額）が変わらない場合には、ご面倒ですが、担当者までその旨をご連絡くださいますようお願いします。

記

１　見直しをお願いしたい事項

予定納税額
（予定納税額が申告もれとなっております。）

について計算誤り又は計算漏れ等がないか、見直しをお願いします。

２　次のチェックのある書類の添付がございませんので、併せてご提出いただくようお願いします。

□　の源泉徴収票	☑　平成２９年分収支内訳書（農業所得用）
□　医療費の支出に関する書類（領収書等）	□

・申告相談を希望される場合には、必要な書類をご持参の上、平成３０年５月１６日(水)から５月１８日(金)までの間に、当署個人課税部門までおいでください。
なお、上記以外の期間での申告相談を希望される場合には、事前に電話で来署日時のご予約をお願いします。

☑　この文書	□　その他（　　）
☑　平成２９年分収支内訳書（農業所得用）	□
☑　印章	□

※　所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書の見直し・確認及び必要な手続のお願いは、行政指導として行っているものであり、この行政指導（見直し・確認のお願い）に基づき提出された修正申告書等については、過少申告加算税は課されません（期限後申告に係る修正申告等については、無申告加算税が課される場合があります。）。

※　税務署では、申告書（添付書類を含む）や法定調書など各種情報に照らして必要があると認められる場合は、調査を実施するときがあります。この場合において、調査に基づき、申告内容を是正することとなったときは、過少（無）申告加算税が課されることがあります。

※　既に、所要の手続がお済みの場合や内容・手続などについて、ご不明な点がございましたら、担当者までご連絡ください。

※　更正の請求書を提出される際は、同封の返信用封筒をご利用ください。

連絡先	担当者	個人課税第２部門	電話	０９９４－４２－３１２８（直通）

この文書による行政指導の責任者は、鹿屋税務署長です。

※裏面へつづく☞

■加入者急増中！！　一人親方労災保険に加入しませんか（建設業）

先月もご案内しましたが、きもつき民商では、一人親方労災保険の加入窓口として『きもつき民主商工会一人親方会』を設立、昨年１１月に労働基準局から認可されました。

現在、加入者２１名（5/16 現在）と急増中です。

一般の組合よりも会費を低く抑えていますので、加入、乗り換えをご検討下さい。

お問い合わせは、事務局まで。

一人親方労災保険　会員証

労働保険番号：46103-601873-000
会員番号：20180401-11
氏　　名：OO　OO
生年月日：昭和OO年O月O日
住　　所：鹿児島県鹿屋市OO町OOO
期　　間：平成30年4月1日～平成31年3月31日
基礎日額：OOOO円

当会において、一人親方労災保険に加入している事を証明します

きもつき民主商工会一人親方会

【保険料と補償内容】

療養給付日額	3,500円～25,000円
年間保険料	22,986円～164,250円
補償内容（治療費）（休業補償）	全額無料 2,800円～20,000円

※上記の他、障害補償、介護保障、遺族補償等があります。

【会費】

入会金	1,000円
会費	月額500円／年間6,000円

■ きもつき民商ホームページ開設

きもつき民商ホームページを開設しております。

ホームページアドレスは http://minsyo.xii.jp/　です。

みなさまのお役に立てるような情報発信を心がけてまいりますので、今後とも『きもつき民商』のホームページをどうぞよろしくお願いいたします。

■仲間を増やしましょう。知り合いの方へ声をかけてください。

「困ったときはやっぱり民商！」「民商はなんでも相談できる」

民商会員、商工新聞読者を増やし、みんなの力を集めて、要求実現の道をさらに大きく切り開いていきましょう。

■５月の主な行事予定

８日（火）三役会、理事会

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。

営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。